

施行期も同一に商定せざるべからず」とし、更に日墨新條約に付ては

七、日墨條約第四條により直に墨人は内地雜居の許讓を得たるも、本邦に於て大隈外相の採りたる方針に基き他迄有條約主義により列國に對して之が均霑を拒絶するを可とす「若し萬止むを得ざる勢ひに達すれば、日墨間には別に機密條約の存するありて何時にても第四條を取消すの方法あるにより、其時に於て墨國政府に電信を爲し他國の故障を除くべし」となした。

尙同意見書撮要に於ては最後に、以上の主義によつて大隈條約に對し修正を加へる時は、向ふ五ヶ年の過渡期間中領事裁判權の存續すること、及其の間に於ては我に於ては不動産所有權は許與しないが内地通商と土地建物の賃貸借を許與すること、の二點以外は全然對等の條約と爲すを得べく、而して斯かる方針の下に條約改正を續行する場合に於ては、茲に始めて二十年來の我計畫と希望をして完からしむべく、又今後我要求の各點に付引續き往復談判を試みたならば、不知不識の内に我は新地歩を占めて異日國權を完全に回復するに至るべきである。右五ヶ年間過渡期內領事裁判權を存せしめることは遺憾であるが、一國政治上の經歷に於ては五ヶ年の日子は一瞬時と言はざるを得ない。「此一瞬間でも領事裁判の檢束を忍ぶ能はずとせば今日復た何ぞ條約改正を言ふを得んや」と結論して居る。

之を要するに十二月十日三條臨時內閣が決定した「將來の外交之政略」は、大隈外相條約改正案に對する朝野の大反對に鑑み如何に之を廢棄修正すべきかの善後措置の外、更に進んで將來に對する條約改正の根本方針を改めて決定したものである。併し右根本的條約改正方針の遂行に關する具體案は責任ある外務大臣の決定迄之を延期すると共に、不取敢三條臨時總理より既に述べた如く既に調印済となつた米・獨・露三國在本邦公使を訪問し條約實施期日の延期を申込み、又英佛兩國等交渉中の諸國に對しては右交渉に付無期延期を行つたのである。

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷二六及五〇文書

2 同右追録參照

3 4 同右第三卷五四文書以下

第六章 青木・榎本兩外務大臣時代

第一節 青木條約改正交渉經過

三條內閣及び山縣內閣 黒田內閣は明治二十二年十月十八日大隈外相遭難後條約改正案に對する樞密院との意見扞格、閣内の不一致、民論の反對等の爲め時局拾收の力なきに至り閣員總辭職し、十月二十五日內大臣三條實美內閣の組織成つた。右三條內閣は組閣當初より臨時的性質を有したるに付條約改正善後策に付ても務めて後任者の採るべき措置に支障を生ぜない様注意した。而して後任內閣の總理として囑目せられたのは新たに歐洲軍事視察より歸朝し今次の政争と無關係なる山縣內相であつたが、山縣內相は容易に組閣の囑望に應ぜなかつたが故に過渡的手段として三條臨時內閣の出現を見たのである。其後伊藤樞密院議長と山縣內相との間に意思の疏通を見、明治二十二年十二月二十四日三條臨時內閣は辭職し山縣內相は總理となつた。山縣內閣に於ては大隈外相辭任の後を受け青木外務次官外務大臣に昇任し、井上農商務大臣辭任の後を受け岩村（通俊）之に代つた外、他の閣員は全部留任し山縣內務（總理兼任）、西郷（從道）海軍、山田（顯義）司法、松方（正義）大藏、大山（巖）陸軍、榎本（武揚）文部、後藤（象二郎）逓信の顔振れであつた。尤も其後明治二十三年五月十七日內閣の一部改造あり山縣總理の內務兼任を免じ西郷海軍は內務に轉じ、海軍次官樺山資紀は海軍大臣に昇格し、榎本文部樞密顧問官に轉じ、次官芳川顯正其の後任に昇任

し、岩村農商務は宮中顧問官に轉じ、前駐米公使陸奥宗光が其の後任となつた。又此の日元老院議長大木喬任は、曩に明治二十二年十一月三十日伊藤（博文）辭職を聽許あらせられた以後空席となつて居た樞密院議長に任じ特に内閣に列せしめられた。

斯く青木外相は明治二十二年十二月二十四日外相に就任するや、曩に同十二月十日三條内閣に於て決定した「將來外交の政略」に基き條約改正交渉を爲すべき勅旨を受け、右に基く條約改正方針を具體化することとなつた。即ち「將來外交の政略」中に於て「改正條約修正に關して如何なる公文を相手國に渡すべきや其の公文の立言及體式は主務者定まつて後、案を備へて各部に提出し全内閣の同意を求むるを要す」とあるに遵由する爲め、慎重審議を重ねたる上條約改正方針覺書を作成し、之を明治二十三年二月八日閣議に提出し各大臣の連署承認を得た。其の内容とするところは

青木覺書 帝國政府は當初より新條約實施の時期を一定すべきの必要を感じて居たところ、大隈外相時代諸外國との條約交渉談判頗る迅速に捗つたから、各國との條約改正實施期日を帝國憲法の發布せられた一周年期の佳辰たる、明治二十三年二月十一日と定めることを最も適當と思惟した。右の如く各國との條約を同時に實施することは、諸外國人が新條約の下に於て享有し得べき利益が可成同一時期に始まり、以て各締約國民の間に何等著しき差別の行はれないことを冀望した爲めである。尤も斯くの如く帝國政府に於て冀望したのは、固より各國に對し同一時期に舊條約に代はる新條約を實施すべき條約上の義務あるを信じた爲めではない。即帝國政府が各國との條約實施期を明治二十三年二月十一日とした所以は、右明治二十三年暮には憲法の下に始めて帝國議會が召集せられることに決定して居たからである。議會開設以後に於ては帝國政府は議會に對し立法事務に參與せしめるの必要あるに付議會召集以前に新條約を實施しなければ、勢ひ新條約實施に必要な數多の法律制定を外國政府に對し保證出來ない羽目に立ち至るからである。

然るに今や各國との改正條約を明治二十三年二月十一日一齋に實施する希望は、之れが實現の困難であるを承知した。依て勢ひ今後は從來の方針を變更し帝國憲法の條章と完全に兩立すべき方法を探らねばならぬ。即ち帝國議會立法部より何等反對を見ない様な形式の下に、大隈條約改正案を修正しなければならぬ。之今回の修正案を編成した根本の理由である。

而して帝國議會の協力を得るに足るべき修正案といふのは、我憲法制度と、諸條約國が現に領事裁判に關して要求して居る特權とは、決して相併行することの出來ないといふ事實に基礎を置くべきものでなくてはならぬ。而して帝國政府が右條約修正の目的を達する方法としては

第一 條約改正事業を無制限に延期すること。

第二 條約の實施に關し議會の協力を得るに足るべき幾分の修正案を提出すること。

の二案あるも外務大臣としては第二策を採るを以て可とする。

而して新條約が帝國憲法に扞格するや否やの疑問を生ずるの餘地なからしめる爲めには、大隈案に對し左記諸點の修正をなすの必要がある。

第一 外國出身の裁判官を大審院に任用することに關する許約の取消。

第二 帝國諸法律の調査編成及び公布に關する約款の撤回。

第三 一般に外國人をして不動産を所有せしむべき權利に關する約款の撤回（本點三條臨時内閣決定と相異す）。但此修正は諸締盟國の臣民が條約に據り日本帝國に於て一定の區域内に限り現に享有する所の借地權に對しては更に關係を及ぼすことなし。

第四 外國人をして内國人同様の位地を得せしむることに關し其權利に若干の制限を設けること。

而して上記第一及第二の修正は大隈外相より發したる二箇の外交告知書の撤回を以て之を完成することを得べく、第三の修正は新條約案第一條第三項中より「不動産」なる字句を削除することを以て足り、第四の修正は第二條末尾に「但本條及び前條に掲げたる約款は、締盟國の各方に於て各級の行政及び警察事項に關する國の主權に基く所の法律勅令及び特殊の規定にして、現に實施し若くは將來制定し且諸外國人一般に適用すべきものに對し、更に其效力を及ぼさざるものとす」なる但書を附するを以て足る。

更に諸條約國に對する大隈條約改正案第一及第二の外交告示文撤回を必要とする理由は、一般的に憲法制度と、諸條約國が日本に於て領事裁判權に關して要求して居るところの特免とは、到底相併行することが出来ない性質のものであるからである。又大隈外相が條約改正案を諸大國政府に提出した際には未だ本邦に於て憲法の發布なく、又改正交渉の際は憲法の發布後であつたけれども、改正條約の實施は帝國議會の開会より遙か以前に在るべしと思惟した。然るに今や事象は進展して帝國政府は既に發布せられた憲法の條章に従ひ、議會をして諸法律の制定に參與せしめなければならぬ。事態全く一變した今日帝國政府は苟くも憲法の條章に扞格するの嫌ひあり、又立法議會の權限を何等か毀損するの恐れある外交告知文は撤回せざるを得ない。

次に第三の修正に關し、不動産の所有に關する外國人の特權は其の性質上之を條約を以て規定するよりは、寧ろ直接自國の法律に規定するを適當とすること、國際慣行上一般に承認せられて居るものと認め、從て本件は宜しく條約國各自の任意の處分に任すべきものと信ずる。第四の修正に關し、帝國政府に於ては帝國の政略上若くは財政上の利害に直接の關係ある場合に於ては、他の諸外國の例に於けるが如く、外國人の權利に關し一般適宜の制限を設けることは、國家固有の權利であつて何等條約規定の爲めに障害を受くべきものでないと信ずる。」と説明した。

尙青木外相は條約改正方針覺書の最後に大隈外相の方針と等しく「新條約の交渉は各國別に之を行ふべく、從て其の調印は先後の別を自然生ずるも其の實施に付ては各國同一時期に在らしめることに決意した」と述べて居ることは注意すべきである²。

之より先青木外相は就任後不取敢明治二十三年一月十日付を以て在英河瀬（眞孝）公使に對し三條臨時内閣決定の「將來の外交政略」に基き大隈條約案に對し大修正を加へねばならなくなつたこと、而して右修正の要點は

(一) 法典の實施に關する外交公文の撤回、

(二) 外國人は居留地外に於て領事裁判權撤廢後土地所有權を有するに至るべきも右存續中即ち經過期間内に於ては借地權のみを有すべきこと、

(三) 締約國は相互に船舶會社、及官立、國立銀行の株式等の所有に關して國民待遇の保證に付留保を設けることの三點であり、

此の事は既に内密に在東京フレーザー英公使に説明して置いたから、何れ本國政府へ報告するであらうが、今後研究の上詳細は重ねて訓令すべきに付、夫れ迄英國政府に於て批評を差控へられたき旨英國當局に對し説明すべし、と訓令した³。而して其後青木外相は前記の如く二月八日に至り閣議の承認を得た條約改正方針覺書を英文に翻譯し、先づ之を二月二十八日英國公使フレーザーに内密の含みとして交付し、又別に大隈案に對し修正を加ふるの必要な所以に付詳細なる説明書を作成し、右英文覺書と共に交付するところあつた⁴。

大隈案の修正説明書 右説明書に於ては「大隈條約改正案に規定する五ヶ年の過渡的期間、外國人は依然として居留地内に於て自國裁判權に服従するを得べきを以て、外國人は右五ヶ年の期間帝國法制の運用振りを篤と實見し得べし」となした。

次いで過去に於ける帝國の行政及司法權の發達の歴史を敘述し、「帝國は既に明治五年司法事務を行政事務より分離し、專任裁判官を以て組織する所の裁判所を設立し、始めて所謂不羈獨立なる司法制度を創設したが、此の重要な改革を経験する事八年にして明治十三年には現行の刑法及治罪法を發布した。今より殆んど六年前に即ち明治十七年には、裁判官採用の爲め法官登用試験規則を設けたが、爾來其の施行は満足な結果を呈した。而して遂に帝國は憲法を發布した。此の憲法は新條約の締結批准を経る前に實施せられるが、右憲法の規定する所に據れば「司法權は法律に依り裁判所之を行ふ」、「裁判所の構成は法律を以て之を定む」、「裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任ず」、「裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其職を免せらるることなし」とある。此等の貴重な憲法上の規定に遵據し、且つ一層之れが保證を確實ならしめる爲め、帝國政府は近々帝國裁判所の構成に完全な改正を加ふる所の法律を發布し、之れを明治二十三年十一月一日より實施することになつて居る。

斯く帝國に於ける司法制度改革の事業は漸次其歩を進めて、遂に其裁判官が全く行政部の權勢管理外に在つて、不羈獨立の位地を占めて居る事を公言し得るに至つた。茲に改正條約を明二十四年中に實施するものと假定し、領事裁判權全廢に歸し、外國人に對し日本の裁判權のみ行はれるものとするなら、簡單な計算を以てするも早既に二十五年間存在した帝國裁判所と、十六年間實行し來つた刑法の成典とが存在し、且既に十二年間實施せられて居る競争試験に依つて任用せられた、而も六年間憲法の條章に依つて完全な權限の獨立と終身官たることを保證せられた裁判官により、裁判せられるに至るのである。此等の重要な事實あるに依り、本大臣は今や左の如く斷言するも反駁せられる虞なきを確信する。即ち日本の裁判所が外國の領事裁判所に代替するの日に於ては、外國人關係事件の終審は嚴重な登用試験に及第した上、充分に日本の法律に熟達し且つ泰西の法理に通曉する裁判官が、少くも過半以上を占める所の上級裁判所に於て審判せられるに至るであらう。」と説明し、覺書所載第一、第二の修正の通り大審院判事の任用

及法典の編纂に關する外交告知書を送付する必要のないことを布行した。

第三の修正に關し「帝國政府は土地所有權を有する小地主の増加を計るを以て政策とし、明治五年以降數年間に涉り從來永久借地權を有したものに對し、無條件に土地所有地券を附與して來たのであるが、是等新たに發生した小地主は其の新所有土地を容易に他人に賣却し又は抵當と爲すに至るの虞あることを知り得た。依て是等小地主を保護する爲め土地所有權に對し制限を設ける必要があるのである。即ち帝國政府としては條約中に何等の規定を設けず、外國人の不動産所有權に對し禁制を設けるの要否を法律に留保し、外國人に對し土地所有權を許してもよいと確證の出來る安全無事な時期の見定めは、自國に於て決定することを欲するのである。」とした。

第四の修正に付ては「帝國政府は外國人に對し何等重要な制限を加へようとする趣旨ではないが、政治若くは財政上國家に直接利害關係を有する場合、例へば日本船舶若くは日本銀行及其他同種の銀行會社等に對する株券の所有權を日本人に留保しようとするのである。即ち之が爲め一八五九年（安政六年）英露條約第一條の末項の一般的留保を改正條約中に挿入するを欲するものである。」と説明した。更に青木外相は其の條約改正方針の穩健なることに付、外國政府をして誤解なからしめる爲め「帝國政府に於て覺書中の立憲制度と治外法權とは互に相牴觸して到底兩立すべきものに非ずと宣言せるも、右は何等外國に對し威迫の意を包含するものではない。帝國政府は諸外國との交渉により其の完了を俟ち、同時に改正條約を實施することは、今次條約修正の主要目的とするところである。」と附言すると同時に、「日本に於て行はれて居る様な治外法權制度は立憲主義の行はれる國に於て未だ曾て存在しないものであり、從て兩者は到底長く併立すべきものでない。殊に外國人一般に適用することを要する鳥獸獵規則、檢疫規則及局外中立に關する法令等の如きもの、即ち領事裁判權とは全然別の問題なるものに付ても、從來諸外國政府が條約中の領事裁判權に關するものとして、之を外國人に適用することを拒絶し來つた如き慣例は、到底憲法により立法權を

有するに至つた帝國議會の權能と相容れないものである。若し從來の如く外國政府に於て是等諸法令規則にすら、條約國との協議によるのでなければ帝國政府は之れを實施し得ないものと主張する様なら、帝國議會は帝國の法律を遵奉するの義務を有しない者には當該法律によつて與へる所の利益を享有させないと主張しないとは保證出來ぬ。」と説明した。

最後に青木外相は「斯くの如く種々不便あるに拘らず、帝國政府に於て過去三十二ヶ年の久しき間、安政條約に對し修正も爲さずして持續し來つた事實に對し、帝國政府は敢て苦情を訴へることなく寧ろ之れを以て國家の避け難い經驗として看過するものであるが、最早憲法の制定せられた今日之れを繼續するを得ないものである。即ち現行條約に對し廣濶な修正を加へることは、實に便益であるばかりでなく又必要缺くことの出來ないものとなつたのである。既に新條約は帝國議會開設の豫定期日に先ち之を實施出來ないことが明白となつた以上、帝國政府としては右條約改正事業の急速完成することを必要としない。依て今回の修正談判に於ては完全な協和と満足な意見の協合を得るに至る迄、深思熟考を以て之を行はんとすることを欲するものである。」と結んだ。

交渉提議 次いで青木外相は三月一日及二日の間に於て右英國公使に交付したものと同様の覺書及説明書を他の大隈條約未調印國である伊太利・佛蘭西・奧地利・葡萄牙・西班牙・白耳義・和蘭等の本邦駐劄外交代表者にも手交し、各其の本國政府の好意的考量方を依頼した。以上青木外相よりの申出でに對し奧國公使は三月一日付、英伊兩國公使は各三月五日付、佛國公使は三月二十一日付等を以て、各々之を了承し本國政府に移牒すべき旨回答した。

米國・獨逸・露西亞三國の如き既に條約調印を了した國に對しては、直ちに青木條約改正案を送付することは時宜を得ないものと信じたにより、青木外相は前記の如く先づ英伊等未調印國に對し條約改正に關する覺書等を送付した次第であるが、間もなく米・獨・露三國公使に對しても同様の措置を採らなければならなかつた。即ち之より先前章

所述の通り明治二十二年十二月十三日三條總理大臣より在本邦米國公使スエフト宛日米改正條約の批准延期方申入れ、又同十二月十六日付を以て在米陸奧公使より國務長官宛同様旨申述べたのに對し、米國政府よりは明治二十三年二月二十六日付で在本邦米國公使より青木外相宛書面を以て「米國大統領に於ては日米改正條約に對しては重要な修正を加へない以上批准の爲め上院の議に附せざることに決定した」旨を通告して來た。然るに其後米國公使は青木外相が大隈條約に對し根本的修正を企てゝ居ることを探知した結果、三月三日付書翰を以て「本邦政府に於ては明治二十二年二月二十日調印の日米條約を満足なものとして居るか。即ち單に之が實施期日を延期すれば適當と思考して居るのか、又は之を不満足とし改正を加へようとする意向があるのか」と質問して來た。依て青木外相は三月四日乃至三月六日付公信を以て、露西亞・獨逸・亞米利加三國公使に對しても前記英佛等條約未調印國諸公使に對すると同様、大隈條約修正方針に關する覺書及説明書を送付するに至つた。而して其後三月七日在歐米各國本邦公使に對し、右書類を送付し一切の事情を詳細通報するところあつた。尤も其後右青木外相が一率各條約國政府に送付した大隈條約修正案覺書に對しては、何れの外國政府よりも何等回答を寄せなかつたが、明治二十三年七月十五日付を以て在本邦英國公使フレージャーは青木外相に宛てて、六月五日付の英國外務大臣ソールズベリイ卿より同公使宛日本との條約改正に關する訓令書寫を改正條約對案と共に送付し越した。

英政府覆案 右送付の英國對案は大體に於て前記二月二十八日青木外相より英公使宛提出の覺書内容に同意を表したるものであつた。此の如く俄に英國政府の態度が好轉したことは、青木外相に於ても誠に意外としたところであつたが、其の理由たるや露西亞の西伯利亞經營進捗に連れ、英國は其の對抗上俄に日本の同情を獲得するの必要を看取するに至つたものと考へられる。蓋し曩に大隈外相がフレージャー公使に其の必要を説示した日英接近論に、漸く耳を傾くるに至つたものである。尤も右英國外務大臣よりの英公使宛訓令書中に於ては、青木案に對し左記三修正をなすの

必要ありとした。

(一) 青木外相覺書所載修正第四外國人の權利に對し警察公安上一般的制限を設くるの自由を留保せんとする規定を挿入せんとすることは、立憲制度採用の爲め之と兩立せざるを理由とし條約改正を欲するところの日本の進取的國是と一致せざるを以て、青木外相提議の第一條及第二條に對する但書は之を除すること。

(二) 青木案修正第一、第二の如く日本裁判所の運用及法典の編纂に付何等の保障を與へざることとは、英國政府として在本邦英國臣民の權利保護上不充分なりと思考せざるを得ざるに付、批准交換と同時に改正條約を實施すると共に、領事裁判權の廢止は右實施後少くとも五ヶ年間を經過し、且つ裁判所構成法及重要新法典が右廢止前十二ヶ月間實施せられ居るものとすること。

(三) 右領事裁判權廢止前の五ヶ年の經過期間に於て、日本政府は日本内地を開放するを要せざるも、英國臣民に對し旅券を以て内地を旅行するに充分なる便宜を與ふべく、但し英國臣民は日本内地に於て住居し且つ商業に従事することを許さざるべきこと。

之れに對し青木外相は明治二十三年九月十三日付英國公使宛往翰を以て「英國政府が大隈條約改正案を基礎とする談判繼續を中止し、之に代へ七月十五日付を以て改正條約及議定書對案を送付し之を基礎とし交渉することを提議せるに對し欣然同意する。尤も右對案に對しては帝國政府に於て僅少の修正を提出するの必要を感じるが、右修正は悉く緊要且つ重要なものでないから英國政府に於て容易に之を同意し得べく、從て本問題の迅速且つ満足な結了の妨げとならないことを信する」旨回答した。英國公使は同日付を以て青木外相に對し「九月十六日夏季休暇開け次第外務省に於て條約改正會議を再開する様」申込むに至つた。

諸法典の公布 而して他面青木外相が改正條約の實施及領事裁判權撤廢の爲め必要とする諸法典中明治十五年以來實

施の改正刑法及治罪法は外國國際法學會等に於て最も評判よく、裁判所構成法は大隈條約改正の失敗に拘らず豫定の如く明治二十三年二月八日公布、其の實施期を同年十一月一日よりと定め、三月十日治罪法を改めて刑事訴訟法を定め、之れを十一月一日より實施し、三月二十七日民法中財産、財産取得(第一章乃至第十二章)、債權擔保、證據の四篇、民事訴訟法及商法を公布し、民法は其の施行の期を明治二十六年一月一日より、民事訴訟法及商法は其の施行期を明治二十四年一月一日よりとし、更に明治二十三年十月六日法例及民法中の財産取得編の殘部(第十三章及び第十四章)及人事編を公布し、其の施行の期を明治二十六年一月一日よりとし、茲に於て諸法典に關する條約改正の準備は一切完了するに至つた。

改正論議 然るに其後第一帝國議會は明治二十三年十一月二十五日開催せられ、又樞密院に於ては大隈條約改正の蹉跎以來益々其態度強硬となつた爲、青木外相は英國對案に對する政府の意見決定に付樞密院側との間に内協議を必要とするに至つた。蓋し樞密院及帝國議會等に於ける意見によれば、完全な互惠對等の新條約を結ぶのでなければ寧ろ舊條約を諸法典實施の時期に至る迄放任するか、又は適當の時機に單獨措置を以て廢棄通告を爲すべしとの議が益々勢力を得て來たのである。依て青木外相が曩に明治二十三年二月二十八日付にて英國公使等に送付した覺書中所載大隈條約改正案と等しく

(一) 從價一割一分見當に引上げたる協定稅率を條約實施其後條約有効期間たる十二ヶ年間繼續すること、及

(二) 沿岸貿易權を舊開港場間に限り外國船に對し許與すること

に對しても之を不可とすとの議論を生ずるに至つた。更に法典編纂に關しても外交公文等に於て何等言及することは帝國議會の權能に拘束を加へるものであるとの議論も出た。之に反して海外に於ては斯かる本邦國內に於ける強硬論を反映し、明治二十三年十一月三十日付在米佐藤代理公使よりの報告によれば、在橫濱在留各外國人は本邦が無條件

に治外法權撤廢を企てゝ居ると洩れ聽て、斯かる條約改正に反對の決議をする様當該本國商業會議所に依頼した結果、紐育商業會議所に於ては之に順應し日米條約改正に對し反對の建議を米國國務省に提出したとの情報があつた。又在英河瀬公使に訓令して英國倫敦商業會議所の情勢を内探せしめたところ、九月十九日付を以て同公使の返電は、英國外務當局に於ては英國商業會議所の反對運動等に何等介意し居らず、又商業會議所に對しては單に關稅率等の専門的問題を諮問するに過ぎないと報じた。

斯かる内外の情勢の下に青木外相は前記明治二十三年二月二十八日付覺書に對し更に検討を加へ是等國內の硬論に對應すべき様修正（次節詳述）を加へた後漸く明治二十四年三月中旬に至り嚮に入手の英國政府提出の通商條約及議定書對案に對する我方修正案及其の説明書を非公式に送付し、同様三月二十三日在本邦伊國公使へも之を送付するところあり、其後四月四日閣議に之れが承認を得茲に先づ英伊公使との間に正式開談の運びに至つた。在本邦英國公使は右青木外相の修正提案に對し、三月二十四日付を以て「協定稅率及沿岸貿易權の附與を六ヶ年に限定せることは、到底英國政府に於て同意し難きものと思考するも、兎に角本國政府考量に委すべき」旨を回答した。

青木外相辭任 斯くて青木外相は國內に於ける强硬論に對應する爲め、就任當時三條內閣決定の方針により作成した覺書に對し、重要な修正を加へたものを基礎とし、漸く明治二十四年四月上旬以後在本邦英國公使等と正式開談の出来る段取りとなつた。然るに當時山縣內閣は三月七日無事第一回帝國議會を開ぢたが、同議會に於ては山縣首相の希望した軍備充實案を容認しなかつた爲め、首相は四月七日其の辭表を内奏した。依て自然條約改正交渉の開始は其の儘延期せねばならなくなつた。五月五日松方藏相は首相の印綬を引受け他の閣員は總て留任することとなり、青木外相は前記四月四日閣議決定の方針に基き條約改正交渉を續行すべきこととなつた。然るに五月十一日國賓傷害の大津事件突發し、同二十九日青木外相引責辭職し、榎本樞密顧問官之に代ることとなつた。同時に前記青木外相の外西郷內

相も退き品川（彌二郎）子之に代り、又第一帝國議會が新商法施行期日を民法同様明治二十六年一月一日に延期せるに對し不滿を懷いて辭表提出し、其の後優詔により病氣保養中であつた山田法相も退き、田中（不二齋）子之に代つた。同時に芳川文相、大山陸相も辭職し、大木（喬任）伯及高島（輶之助）子之に代つた。其の結果新松方內閣に於て前山縣內閣以來留任せるものは松方藏相の外僅かに後藤遞相、樺山海相、陸奥農商相の三人のみとなつた。

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷三五〇文書以下

23456、夫々同右三五八、三五六、三五九、三六〇、三六五附屬文書

第二節 青木條約改正案の内容

青木改正案 青木外相條約改正案は明治二十三年二月二十八日付を以て在本邦英國公使に送付した覺書に發端し、之に對し英國公使は明治二十三年七月十五日付書面を以て青木外相宛英國政府の對案を送付するところあり、然るに其後青木外相は樞密院及帝國議會等に於ける國權回復論の旺盛なるに鑑み、之を満足せしむる爲め前記二月二十八日付覺書に再検討を加へ條約改正案を編成し、之を明治二十四年三月中旬英國公使に非公式に提出し、同四月四日を以て右に基き諸外國政府と開談方閣議の承認を得たものである。

明治二十三年七月十五日付英國公使よりの書面によれば、同公使は三月五日付を以て前記二月二十八日付青木外相覺書を本國政府に送付したるに對し、外務大臣ソールズベリ卿は右覺書の内容を基礎とし改正條約對案を作成し、六月五日付を以て之を日本政府へ提出方訓令せるものである。¹

英政府訓令書 右訓令書中に於ては、

「青木外相提議の要旨は(1)從來の案と異なり英國臣民の裁判施行に關する一切の特別の取極及保證を撤廢すること、